山陽小野田市議会市民意見交換会実施要綱

令和８年７月２７日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、山陽小野田市議会基本条例（平成２４年山陽小野田市条例第２３号）第２３条の規定に基づき、多様な広聴手段の一つとして、議会が主体となって市民との対話の場を設け、市民の意見を議会活動に反映させるために実施する市民意見交換会（以下「意見交換会」といいます。）について必要な事項を定めるものとします。

（開催の手続）

第２条　常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次に掲げる委員会の区分に応じて、それぞれ次に掲げる内容について、議長に対して意見交換会の開催を要請することができます。

(1) 常任委員会　常任委員会が所管する事項

(2) 議会運営委員会　地方自治法第１０９条第３項各号の事項

(3) 特別委員会　特別委員会に付議された事件

２　意見交換会の開催を要請する委員会は、山陽小野田市議会市民意見交換会開催要請書（様式第１号）を議長に提出するものとします。

３　議長は、前項の要請書を受理したときは、その内容を審査し、開催の可否を山陽小野田市議会市民意見交換会開催決定（却下）通知書（様式第２号）により要請をした委員会に通知するものとします。

４　議長は、必要があると認めるときは、前３項の規定にかかわらず、委員会又は複数の委員会を指定して意見交換会を開催することができます。

（日程、開催場所、役割等）

第３条　意見交換会の日時、場所、周知方法その他開催に関し必要な事項並びに当日の司会者、記録者等の役割分担及び資料は、意見交換会を行う委員会において協議して決定します。

（記録）

第４条　記録者は、個人情報の保護に配慮した上で、意見交換会の要点を整理した記録を作成するものとします。

（報告書の作成及び公開）

第５条　意見交換会を実施した委員会の長は、意見交換会終了後に報告書を議長に提出します。

２　前項の報告書は、個人情報の保護に配慮した上で市民に公表します。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定めるものとします。

附　則

この要綱は、令和８年７月２７日から施行します。

様式第１号（第２条第２項関係）

年　　月　　日

山陽小野田市議会議長　宛

委員長

山陽小野田市議会市民意見交換会開催要請書

下記のとおり、山陽小野田市議会市民意見交換会実施要綱第２条第２項の規定により意見交換会の開催を要請します。

記

日　　時	
場　　所	
対 象 者	
テ ー マ	
テーマの具体的な内容	
※出席委員	

※全委員出席の場合は記入不要

様式第２号（第２条第３項関係）

年　　月　　日

委員長

山陽小野田市議会議長

山陽小野田市議会市民意見交換会開催決定（却下）通知書

令和　年　月　日付けで要請のあった意見交換会の実施については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	許可　・　不許可（不許可の理由：　　）